配布させ、それぞれ２枚のトランプである２組のプレイヤー手札を形成すること（以下この第二において「スプリット」という。）。この場合において、顧客は次に定める処理を行うものとする。

㈠　当該決定権者は、当該決定権者の当該プレイヤー手札に係る当初の賭金（四のロの規定により当該プレイヤー手札に係る主たる区画に置いた賭金をいう。以下この１において同じ。）に相当する額の賭金を当該主たる区画に置くものとする。この場合において、スプリットにより形成された２組のプレイヤー手札にそれぞれ同額の賭金が対応するものとする。

㈡　当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加している決定権者以外の顧客は、スプリットにより形成された２組のプレイヤー手札のうち当該顧客の当初の賭金が対応することとするものを選択するものとする。この場合において、当該顧客は、当該当初の賭金に相当する額の賭金を当該主たる区画のうち選択しなかったプレイヤー手札の直近の位置に置くことで、当該選択しなかったプレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加することができる。

⑵　２枚のトランプであるプレイヤー手札（２枚のＡのトランプであるプレイヤー手札についてスプリットを行って形成されたものを除く。）に対して、賭金を追加し、１枚のトランプを配布させること（以下この第二において「ダブルダウン」という。）。この場合において、顧客は次に定める処理を行うものとする。

㈠　当該決定権者は、当該決定権者の当該プレイヤー手札に係る当初の賭金に相当する額を上限とする賭金を当該主たる区画に置くものとする。

㈡　当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けに参加している決定権者以外の顧客は、当該顧客の当該プレイヤー手札に係る当初の賭金に相当する額を上限とする賭金を当該主たる区画に置くことができる。

⑶　プレイヤー手札（ダブルダウンが行われたもの及び２枚のＡのトランプであるプレイヤー手札についてスプリットを行って形成されたものを除く。）に対して、１枚のトランプを配布させること。

ホ　ニの⑵又は⑶の規定によりトランプが配布され、プレイヤー手札の点数が21点を超えた場合、ディーラーは、直ちに当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けの勝敗を決定するものとする。この場合において、ディーラーは、次にスタックを初期化するまでの間、当該プレイヤー手札の各トランプを既に使用されたトランプとして扱うものとする。

ヘ　カジノ事業者は、ハ並びにニの⑴及び⑵に定める行為について、次の⑴から⑶までに掲げる行為の区分に応じ、それぞれ当該⑴から⑶までに定めるとおり行うことができる。

⑴　サレンダー　ハの規定にかかわらず、決定権者はサレンダーを選択することができないこととすること。

⑵　スプリット　ニの⑴の規定にかかわらず、一の主たる区画に係るプレイヤー手札の数がカジノ事業者が定める数を超えた場合に、決定権者はスプリットを選択することができないこととすること。

⑶　ダブルダウン　ニの⑵の規定にかかわらず、次の㈠又は㈡に定めるとおり行うこと。

㈠　プレイヤー手札の点数がカジノ事業者が定める点数でない場合に、決定権者はダブルダウンを選択することができないこととすること。

㈡　スプリットにより形成されたプレイヤー手札に対して、決定権者はダブルダウンを選択することができないこととすること。

十　ディーラー手札に対するトランプの追加配布

イ　ディーラーは、全てのプレイヤー手札について九に規定する処理を行った後、ノーホールカードルールの場合はディーラー自身に対して１枚のトランプを表面を上面として配布し、ホールカードルールの場合は自身に配布された裏向きのトランプを表向きにする。

ロ　ディーラーは、次の⑴又は⑵のうちカジノ事業者が選択した条件に従って、ディーラー手札に対してトランプを追加で配布し、又は配布しないものとする。

⑴　ディーラー手札の点数が16点以下の場合はトランプを追加で配布し、17点以上の場合はトランプを配布しないものとする。

⑵　ディーラー手札の点数が17点（ディーラー手札が11点とするＡのトランプを含む場合に限る。）又は16点以下の場合はトランプを追加で配布し、17点（ディーラー手札が11点とするＡのトランプを含む場合を除く。）又は18点以上の場合はトランプを配布しないものとする。

ハ　イ及びロの規定にかかわらず、全てのプレイヤー手札の点数が21点を超えた場合は、ディーラーは、直ちに勝敗の決定を行うものとする。

十一　勝敗の決定

イ　ディーラーは、ディーラー手札の点数と各プレイヤー手札の点数を比較する。

ロ　賭けの勝敗は、次に定めるところにより決定する。

⑴　手札に対する賭けに参加した顧客は、次に掲げる場合に当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けについて勝ちとなる。

㈠　プレイヤー手札がブラックジャックであり、かつ、ディーラー手札がブラックジャックでない場合

㈡　プレイヤー手札の点数が21点を超えず、かつ、ディーラー手札の点数より高い場合（㈠に掲げる場合を除く。）

㈢　プレイヤー手札の点数が21点を超えず、かつ、ディーラー手札の点数が21点を超えた場合（㈠に掲げる場合を除く。）

⑵　手札に対する賭けに参加した顧客は、次に掲げる場合に当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けについて負けとなる。

㈠　ディーラー手札がブラックジャックであり、かつ、プレイヤー手札がブラックジャックでない場合（㈢に掲げる場合を除く。）

㈡　ディーラー手札の点数が21点を超えず、かつ、プレイヤー手札の点数より高い場合（㈠に掲げる場合を除く。）

㈢　プレイヤー手札の点数が21点を超えた場合

⑶　手札に対する賭けに参加した顧客は、プレイヤー手札及びディーラー手札の点数が同じ場合（⑴の㈠又は⑵の㈠若しくは㈢に掲げる場合を除く。）に当該プレイヤー手札に係る手札に対する賭けについて引分けとなる。

十二　賭金の回収及び勝金の支払

イ　ディーラーは、負けとなった賭けに係る賭金を回収し、勝ちとなった賭けに参加した顧客に対し、算出された額の勝金を支払う。この場合において、算出された勝金額に１円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

ロ　イの規定にかかわらず、プレイヤー手札に対してスプリット又はダブルダウンが行われたことにより当該プレイヤー手札に係る主たる区画に賭金を置いた場合であって、十一ロ⑵の㈠に掲げる場合は、ディーラーは、当初の賭金のみを回収し、スプリット又はダブルダウンが行われたことにより置かれた賭金は回収しないものとする。

ハ　手札に対する賭けについて勝ちとなった場合の勝金額は、当該主たる区画に置かれた賭金に対して、次の⑴又は⑵に掲げる当該区画に係るプレイヤー手札の場合の区分に応じ、それぞれ当該⑴又は⑵に定めるオッズにより算出する。

⑴　ブラックジャックである場合　３対２

⑵　⑴に掲げる場合以外の場合　１対１

ニ　ハの規定にかかわらず、カジノ事業者は、当該主たる区画に係るプレイヤー手札がブラックジャックである場合の勝金額について、当該主たる区画に置かれた賭金に対して、６対５のオッズにより算出することができる。この場合にあっては七の規定は適用しない。